



生 活 規 定

1 登下校

- イ 校時表により、始業時刻の10分前までに登校し、下校時刻までに下校する。
- ロ 始業時刻から終業時刻までは、無断で校地外に出ない。
- ハ 「交通規定」に従い、交通法規・マナーを遵守する。
- ニ 欠席・遅刻・早退・外出などについては、「諸届・諸願規定」による手続きをする。

2 服装・頭髪・所持品

- イ 服装・頭髪は、「服装・頭髪規定」に従い、簡素で清潔にし、学習活動の妨げにならないようにする。
- ロ 登下校を含む学校生活において、原則として制服を着用する。ただし、部活動のための登校や部活動後の下校の際は、体操服や学校名が明記された部活動の服装も認める。
- ハ 服装・所持品には記名をし、保管には各自が責任をもつ。貴重品については、担任等に預けるなど、特に注意して管理する。
- ニ 生徒証は校内校外を問わず常に携帯する。
- ホ 学校生活に不必要なものを学校に携

行しない。携帯電話・スマートフォンについては、「携帯・スマホ規定」に従う。

- ヘ 金銭および物品を紛失・拾得した場合には「諸届・諸願規定」による手続きをする。

3 環境美化

- イ 学校の施設・設備は丁寧に取り扱い、分担区域の清掃は責任をもって行う。
- ロ 施錠された部屋を使用する時は、その部屋の管理責任者の承認を得て、事務室等で鍵を借り解錠する。使用後は必ず施錠し、鍵をすみやかに返納する。
- ハ 火気の取扱いには注意する。特にストーブ使用の際は学校の指示を厳守して防火につとめる。
- ニ 施設・設備を破損した場合には「諸届・諸願規定」による手続きをする。

4 集会・伝達・配布・掲示

- イ 校内で集会を行う場合は、使用教室の管理責任者に承諾を得る。また集会での活動内容について、あらかじめ関係する教諭の許可を得る。
- ロ 校内放送を通じて伝達を行う場合は、関係する教諭の許可を得る。
- ハ 情宣等の目的で印刷物を校内で配布する場合は、生徒支援部の許可を得る。印刷が必要な場合は、関係する教諭の許可を得て印刷する。
- ニ 掲示物を掲示する場合は、生徒支援部の検印を受け、指示された場所に、指示された期間で掲示する。期間を過ぎたものは責任を持って取り外す。

5 課外活動

- イ 課外活動は、下記の時間内で活動することを原則とする。
 - 平日（6限時）…… 17時45分まで
 - 平日（7限時）…… 18時35分まで

土日祝日 …………… 16時40分まで
ロ 活動する際の服装は、制服、体操服
または部活動の服装とし、「服装・頭髮
規定」に従う。規定外の服装を着用す
る場合は、関係する教諭の許可を得る。

6 アルバイト

原則として禁止する。特別な事情のある場合は「諸届・諸願規定」による手続きをする。

7 その他

イ 規定は、遵守されているかどうか、
自主的・自発的に、不断に顧みる。
ロ 規定を改廃したり新しく加えたりし
たい場合は、校則検討委員会を招集し、
生徒・教員・保護者の3者による対話
を繰り返し、改善する。

交 通 規 定

1 自転車

自転車通学をする場合は、自転車通学許可願を生徒支援部に提出する。自宅と学校間の通学について、使用を認める。福井駅から学校までの利用は認めない。また通学距離が極端に長い場合にも利用を認めない。

許可願が生徒支援部の審議を通った場合は、後日自転車点検を受ける。点検では、ライトが点くか、施錠できるか、雨合羽があるかなどを確認する。合格したら学校発行のステッカーを車体にとりつける。なお点検日までは、許可願を提出した人について、自転車通学を暫定的に認める。

このステッカーは年度ごとに更新される。年度の途中で住所が変わったり、新しい自転車を購入したりした場合は、生徒支援部へ申し出る。

通学で使用した際は、自転車は駐輪場の定められた区域に整頓して並べ、施錠

する。故障等で許可されていない自転車に乗ってきた場合は、生徒支援部に申し出る。

上記の規定を守らない場合は許可を取り消す場合がある。

2 自動車送迎

学校周辺で乗り降りしない。ただし、怪我など特別の事情があり校地内で乗り降りしたい場合は、担任および生徒支援部の許可を得る。

3 公共交通機関

日常的に公共交通機関を利用する場合、本校発行の通学証明書を交通機関に提示することで、通学定期券を購入できることがある。通学証明書の発行を希望する際は、生徒支援部に申し出、必要事項を記入し提出する。

旅行に公共交通機関を利用する場合、本校発行の旅行許可申請書を事務に提示することで、学生旅客運賃割引証の交付を受けられる。旅行許可申請書の発行を希望する際は、生徒支援部に申し出、必要事項を記入し提出する。引率者が適当で、学業に支障がないと認められた場合に旅行は許可される。

4 バイク・自動車の免許取得

原付免許と自動二輪免許の取得および運転は禁止する。

普通自動車免許の取得は、3年生で進路の決定した者に限り、大学入学共通テスト後から認める。但し、免許を取得した場合も卒業まで運転は禁止する。

福井県自転車条例

福井県自転車条例が、2022年7月1日から施行されました。自転車保険等の加入(未成年者の場合は保護者が加入)が義務化され、自転車利用時のヘルメットの着用、お

よび、自転車の定期的な点検整備が努力義務となっています。

服 装 ・ 頭 髪 規 定

1 制服

以下のA、Bいずれかの制服を着用する。

A

上着は標準マーク入りの黒詰襟の学生服。本校指定のボタンをつけ、左襟には校章、右襟に学年バッジをつける。上着の下には、本校指定のカッターシャツ(長袖・半袖)を着用する。ズボンは標準マーク入りのノータックストレートとし、ベルトを着用する。ベルトは華美でないもの。

夏季は上着を着ないことも認める。

B

上着は本校指定の紺セーラー服または白セーラー服。黒三角巾のネクタイをつけ、紺セーラー服の場合は左胸に校章、学年バッジをつける。スカート・スラックスは本校指定のもの。

夏季は、本校指定の白ブラウス(半袖)と黒ひもネクタイの着用を認める。

2 体操服

長袖・半袖ともに本校指定の体操服。

3 履き物

校内用は、本校指定のシューズまたはモードスリッパ。

通学用は革靴・運動靴またはレインブーツ。

4 インナー

制服の下に着る下着やソックスは華美でないもの。

5 防寒着

オーバーコート、セーター、カーディ

ガン、マフラー、スノーブーツ、手袋、帽子、タイツなど防寒着の着用を認める。ただし防寒の目的で、華美でないもの。

6 頭髪

パーマ、染色など、技巧をこらした髪型は禁ずる。髪留めは華美でないもの。

頭髪に限らず、髭、もみあげ、眉等も清潔にしておく。

7 その他

ネックレスなど装身具の着用は認めない。

カラーコンタクトレンズ、色付きリップクリーム、マニキュア等を含む化粧の類を禁ずる。

ここでいう華美でないとは、白・灰・黒・紺・茶・ベージュで、過度な装飾がなく柄を控えたもののことをいう。

規定以外の服装を必要とする時は、事情を担任に説明して生徒支援部の許可を受ける。

携 帯 ・ ス マ ホ 規 定

持ち込み時は、登校時から下校時まで電源を切り、アラームを解除した上で鞆に入れる。保護者送迎連絡の目的で使用する際は、放課後、生徒玄関で使用する。それ以外の時間に使用の必要が生じた際は、教員の許可を得て教員の監督のもと使用する。

上記の規定を守らない場合は特別指導の対象となり、一定期間、携帯電話・スマートフォンを生徒支援部に預ける。

諸 届 ・ 諸 願 規 定

1 欠 席

欠席する時はあらかじめ、学校または

担任に連絡する。

なお病気や怪我による欠席が1週間以上にわたる時は、医師の診断書を担任に提出すること。

欠席が1か月以上にわたる時は、医師の診断書を添えて学校所定の書式による休学届を学校長に提出することができる。

2 遅 刻

登校前に遅刻する事由が生じている場合は、学校または担任に連絡する。

遅刻して登校した時は、生徒支援部所定の入室許可証に生徒支援部の許可印をもらって教室に入る。

3 早 退

早退する時は、担任の承諾を受け、生徒支援部所定の早退許可証に生徒支援部の許可印をもらって早退する。

4 外 出

学校の定める始業時刻から終業時刻までの間に外出の必要がある時は、担任の承諾を受け、生徒支援部所定の外出許可証に生徒支援部の許可印をもらって外出する。

5 出席停止

学校で予防すべき伝染病にかかった時は、直ちに担任に報告し、担任を通じて保健部に届ける。

6 忌 引

忌引の手続きは欠席届に準ずる。生徒の忌引は下記の通り。

〔服喪の事由〕	〔忌引の日数〕
父・母	7 日
祖父母	3 日
兄弟・姉妹	3 日
おじ・おば	1 日
曾祖父母	1 日

なお、葬祭のために遠隔地に行く必要がある場合は、実際に要した往復の日数

を上記の日数に加えることができる。

7 金銭または物品の拾得と紛失

金銭または物品を校内で拾得または紛失した場合は、生徒支援部にすみやかに報告する。

生徒証を紛失した場合は、生徒支援部所定の再交付申請用紙に必要事項を記入・提示して再交付を受ける。

8 校舎・校具の破損

校舎・校具を破損した場合は、管理責任者である教諭に報告し、生徒支援部に届け出る。そこで事務処理についての指示を受け、弁償が発生する場合は原則として本人が負担する。

9 アルバイト

特別の事情でアルバイトをしようとする場合は、生徒支援部所定のアルバイト届出用紙に必要事項を記入し、担任・保護者・雇用主の認印をもらい生徒支援部の許可を受ける。

10 住所変更

住所を変更した時は、保護者から担任、および生徒支援部に変更内容を明記した文書をもって届け出ること。

福井市高等学校 校外生活指導基準 (2023 年度改訂)

1 映画館・催物への入場

映画館・催物は、内容によって入場等を禁止する。

※入場の可否、内容等について、判断に迷う場合は、学校に相談すること。

2 喫茶店・飲食店・カラオケボックスへの入店

喫茶店・飲食店・カラオケボックスへの入店については、各高等学校の判断とする。

※本校では、以下のとおりとする。

未成年の入場が禁じられているパチンコ店等の娯楽施設や、酒類の提供を主とする居酒屋等への立ち入りを禁止する。ただし、カラオケボックスについては、保護者同伴の場合のみ入店を認める。

3 外出時間・外泊

外出時間は、4月～10月は午後9時まで、11月～3月は午後8時までとする。特別の場合には、午後10時まで認めることがある。外泊は原則として禁止する。

4 メディア活動

各メディアでの活動については、保護者が全面的にその責任を負う。なお、各高等学校長の承認を得なければならない。校長の承認を得た活動については、各高等学校の校則を遵守して行わなければならない。

5 登下校

電動特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の使用を禁止する。